

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	企画振興部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	2 固定資産税の土地と家屋の評価替えに係る航空写真撮影について		
提案市	小諸市		
提案要旨	<p>固定資産税の課税客体の把握に効果がある航空写真の撮影に当たり、市町村単独又は近隣市町村共同で実施するのではなく、市町村から応分の負担金を徴収して長野県が主体となり、各地域振興局単位等で実施できるようにすることを要望する。</p>		
提案理由	<p>このような共同調達対応によって、経費節減、各市町村境の重複撮影部分の解消につながり、各市町村の財政状況に左右されず定期的、安定的に課税客体を把握できることにつながるために要望する。</p> <p>固定資産税の課税額を算定するに当たり、個別に固定資産評価を行っている中で、家屋の評価漏れ、滅失漏れの把握、土地の現況把握等の課税客体の把握等に効果がある航空写真の撮影により、適切な実態把握をすることは有効である。</p> <p>小諸市では、概ね6年に一度（平成22年度・平成29年度）に航空写真撮影をしてきた経過があるが、評価替えに係る期間である3年に一度の航空写真撮影計画を立てたくても財政が非常に逼迫しているので難しい状況である〔※H29年度航空写真撮影等業務費用で6,912千円支出〕。なお、固定資産税は市町村の基幹税目であり、また、評価に係り100%の適正さを求められるにもかかわらず、ともすれば航空写真の撮影の期間が空く（長引く）ほど100%の適正さから遠ざかり、結果、適正な税増収の可能性からも遠ざかるといった負の循環に陥ることが危惧され、すべての課税客体の利用状況を人間の足（脚）と目で確認する（地方税法第408条：市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産税の状況を毎年少なくとも1回実地に調査させなければならない。）ことは、非常に困難である。</p>		
現況及び課題等	<p>19市中、3年に一度は13市、5年に一度は2市、6年に一度は2市（小諸市はここに該当）、不定期で2市が航空写真の撮影を実施している状況である（H29 19市税務事務研究会）。なお、伊那市、駒ヶ根市は、H31年度に8市町村（辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪町・中川村・宮田村）共同で撮影したとのことである。</p> <p>また、茨城県（政策企画部情報システム課）、三重県（総務部スマート改革推進課）、京都府（政策企画部情報政策課）等では県が主体で、各県のほぼ全域の空中写真撮影を行っており、各市町村の固定資産に係る目的に活用している。</p> <p>課題として、共同で撮影するに際し、①地上画素寸法（地上解像度）の調整、②どれくらいの市町村が参加いただけるかの課題を解決しなければならない。つまり、各市町村の現行精度の維持の必要性と更新時期の維持の調整が課題であり、また、業務システムに合わせたデータ加工が可能か否かの課題も検討する必要がある。</p>		
法令関係	<p>・ 地方税法 ・ 測量法 ・ 地理空間情報活用推進基本法</p> <p>（・ 関連：平成30年2月国土交通省国土地理院発行の固定資産税調査用空中写真撮影の実態に関する調査業務結果）</p> <p>（・ 関連：長野県情報政策課平成27年度作成「航空写真の共同調達」[航空写真の共同調達アンケート結果まとめ]）</p>		